

会 議 録

- 1 会議の名称 令和5年 第4回 川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和5年5月31日(水) 午前10時30分から
午前11時00分まで
- 3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 教育委員 森下洋一 松下陽子 八木洋子 山本正和
教育長 山下 斉
 - (2) 執行機関 (事務局) 教育総務課長 平松敏浩
社会教育課長 大村泰子
教育総務課課室長兼教育総務室長兼管理主事 松本治樹
教育総務課指導主事 守谷洋紀
 - (3) その他 なし
- 5 議 題 議案第27号 令和5年度要保護・準要保護児童生徒の認定について
議案第28号 川根本町就学支援委員会委員の委嘱について
議案第29号 川根本町社会教育委員の委嘱について
議案第30号 川根本町文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第31号 川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について
議案第32号 川根本町スポーツ推進委員の委嘱について
- 6 会議資料の名称 議案第27号～第32号
- 7 発言の内容

教育長 前回の会議録について、委員の承認を求めます。
前回の会議録について承認し、署名することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

【教育長あいさつ】

教育長 本日は大変お忙しい中、令和5年第4回教育委員会にご出席いただきありがとうございます。よろしくお願いたします。

【議 事】

教育長 　ただ今の出席者は4名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。

　よって、令和5年第4回川根本町教育委員会は成立しましたので、ただ今から開会します。

　議事日程は、お手元に配付のとおりです。

　会議の公開及び会議録の公表について発言します。

　お諮りします。本教育委員会議における、議案第27号 令和5年度要保護・準要保護児童生徒の認定については、個人のプライバシーに関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思います。

　ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 　それでは、議案第27号 令和5年度要保護・準要保護児童生徒の認定については本日の出席者の3分の2以上の同意を得ましたので、非公開といたします。なお、会議録等につきましても、非公開とすることで、ご承知願います。

　ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 　それでは、議事に入ります。

　最初に、議案第27号 令和5年度要保護・準要保護児童生徒認定についてを議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 　それでは、議案第27号 令和5年度要保護・準要保護児童生徒の認定について提案理由をご説明いたします。議案1ページをご覧ください。(協議会資料1ページから)

　町は、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的に「川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱」を定め、就学に必要な措置を講じています。

　今回、要綱第4条の規定により、令和5年度の準要保護児童生徒の認定審査をお願いするものです。なお、要保護児童生徒の認定は、該当者はありません。

　審査対象は、4家庭で8人の児童生徒の保護者です。

詳細は、お手元の資料をご覧ください。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。(内容は非公開) 以上
で説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に対する意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって議案第 27 号 令和 5 年度要保護・準要保護児童生徒の認定については、準要保護児童生徒を、原案のとおり認定します。
次に、議案第 28 号 川根本町就学支援委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 28 号 川根本町就学支援委員会委員の委嘱について、提案理由の説明を申し上げます。議案 4 ページ・5 ページ、協議会資料 13 ページからご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町就学支援委員会は、川根本町就学支援委員会規則において設置を定めており、町内の障がいのある幼児、児童及び生徒に対する就学に関する適切な支援策等について審議する機関であり、14 人以内の町教育委員会が委嘱又は任命した委員により構成するとされております。

委員の選出については、川根本町就学支援委員会規則第 3 条において、教育学、医学、心理学その他障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者となっております。

また、委員の任期は 2 年ですが、補欠の委員が選任された場合には、前任者の残任期間となります。

今回、ご承認をお願いする委員の方々につきましては、人事異動等による新たな候補者の承認をお願いするものでありますが、任期は、前任者の残任期間を委嘱するものであります。

まず、教育学分野から、中川根中学校教諭の三倉敏郎（みくらとしろう）先生、専門的知識経験者として増田 督（ますだすすむ）氏、永野利晴（ながのとしはる）氏を委員として任命するものです。

いずれの方々も、それぞれのご経験から当委員会に適任の方々であると考えておりますので、委員としての御承認をお願いするものです。

以上、議案第 28 号、川根本町就学支援委員会委員の委嘱についての説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号 川根本町就学支援委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号 川根本町就学支援委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第 29 号 川根本町社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 29 号 川根本町社会教育委員の委嘱について、提案理由を申し上げます。

議案 4、5 ページ、協議会資料 6 ページをご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町社会教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 3 号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第 1 条第 11 号の規定により、社会教育委員の承認をお願いするものです。

社会教育委員の職務は、川根本町社会教育条例（平成 17 年条例第 89 号）第 9 条各号において社会教育に関する諸計画の立案と、川根本町教育委員会との諮問等に応じ、調査及び審議する機関とされ、委員の選出については第 10 条において 12 人以内をもって構成し、社会教育委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱するとなっております。

また、第 11 条において委員の任期は 2 年となっており、補欠委員の任期は前任者の残任期間とされています。

今回、任期満了によりご承認をお願いする委員につきましては、別添の川根本町社会教育委員名簿のとおりであります。任期は令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までです。

ほんだよしこ やましたふじお

新たな候補者は、本田喜子氏と山下富士夫氏でございますが、本田喜子氏においては、長きにわたり教員として活躍され、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育等に精通されており当委員会に適任の方であると考えております。

また、山下富士夫氏においては、本川根中学校の校長で町内校長会代表者です。

公共的団体の代表者、学校の代表者においては、改選及び人事異動等により候補者の承認をお願いする関係もあり4月1日に遡りの委嘱ということになります。

ご理解をいただきご承認をいただきたいと思いますのでよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第29号 川根本町社会教育委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第30号 川根本町文化財保護保護審議会委員の承認について議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案30号 川根本町文化財保護保護審議会委員の承認について提案理由を申し上げます。

議案6、7ページ、協議会資料10ページをご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町文化財保護審議会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、文化財保護審議会委員の承認をお願いするものです。

文化財保護審議会委員の所掌事務は、川根本町文化財保護審議会条例（平成17年条例第98号）第2条において、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議することとされており、委員の選出については、第3条において5人以内で組織し、第5条において任期は2年であり、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするとなっております。

今回、任期満了によりご承認をお願いする委員につきましては、別添

の川根本町文化財保護審議会委員名簿のとおりであります。全員再任
でお願いするものです。

任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日の2年間となります。

文化財保護審議会委員の委嘱の基準等に関しては、川根本町文化財保
護審議会条例第4条の規定により、学識経験のある者及び関係行政機関
職員のうちから、教育委員会が委嘱するとなっております。

社会教育委員同様、4月1日に遡り2年間の委嘱ということで、ご理
解をいただきご承認をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひし
ます。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第30号 川根本町文化財保護審議会
委員の承認については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第31号 川根本町社会教育施設運営委員会規則の一部を改正する
規則について議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案31号 川根本町社会教育施設運営委員会委員の承認について、提案
理由を申し上げます。

議案8、9ページ、協議会資料12ページをご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町社会教育施設運営委員会委員は、地方教
育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第
3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定
により、社会教育施設運営委員会委員の承認をお願いするものです。

社会教育施設運営委員会委員の所掌事項は、川根本町社会教育施設運営
委員会規則（平成19年教育委員会規則第4号）第2条各号に定められ、委
員の選出については第3条において委員12人以内をもって組織し、町議会
議員、学識経験者、学校の代表者、公共的団体の代表者及びその他教育委
員会が必要と認める者を教育委員会が委嘱することとなっております。

また第4条において委員の任期は2年であり、再任は妨げないとなっ
ております。

今回、任期満了によりご承認をお願いする委員につきましては、別添の
川根本町社会教育施設運営委員会委員名簿のとおりであります。任期は

令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。

今回、ご承認をお願いする新たな委員は、5名となります。学識経験者として選出させていただきました木村仁子氏、望月輝子氏、森下峯子氏の3名は、積極的に地域社会にも貢献されおり委員として適任であると考えます。

また公共的団体の代表として町区長会からご推薦頂いた坂本政己氏及び三ツ星小学校の校長で町内校長会代表者である渡邊哲也氏です。

社会教育委員同様、4月1日に遡りの委嘱ということで、ご理解をいただきご承認をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第31号 川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第32号 川根本町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案32号 川根本町スポーツ推進委員の承認について提案理由を申し上げます。

議案10、11ページ、協議会資料14ページをご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町スポーツ推進委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、スポーツ推進委員の承認をお願いするものです。

スポーツ推進委員の職務は、川根本町スポーツ推進委員に関する規則（平成25年教委規則第4号）第2条各号に定められ、委員の選出については、第3条において8人以内とし、委員は、教育委員会が委嘱するとなっております。また、第4条において委員の任期は2年となっております。

今回、任期満了によりご承認をお願いする委員につきましては、別添の川根本町スポーツ推進委員名簿のとおりであります。全員再任をお願いするものです。

任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日の2年間となります。社会教育委員同様、4月1日に遡り2年間の委嘱ということで、ご理解をいただきご承認をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしま

す。

教育長 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 32 号 川根本町スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

8 閉 会

教育長 本日の日程は、終了しました。以上をもちまして、令和 5 年第 4 回川根本町教育委員会を閉会します

上記に相違ないことを確認する。

教育長：山下 齊

委 員：森下洋一

委 員：松下陽子

委 員：八木洋子

委 員：山本正和